

第9回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年3月30日（月）午後2時00分から午後3時54分まで

2 開催場所 幕別町役場5階会議室

3 出席委員（23名）

会長	26番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25番	田邊	忠幸
委員	2番	加藤	宏
	4番	高橋	秀樹
	5番	井田	留吉
	6番	中島	孝
	7番	大道	健實
	8番	齊藤	一男
	9番	小原	喜久雄
	10番	渡邊	ひろ子
	11番	蛭原	一治
	12番	鬼頭	良市
	13番	白木	孝和
	14番	深松	俊英
	15番	宗廣	武夫
	16番	国枝	隆幸
	17番	千葉	茂喜
	18番	森	勤子
	19番	鯖戸	英明
	21番	大澤	慶博
	22番	高野	英一
	23番	前川	厚司
	24番	香西	浩志

4 欠席委員（3名）

1番	石川	雅洋
3番	大野	和也
20番	尾藤	欣二

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告
 - 第1号 北海道農業会議第79回総会について
 - 第2号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可について
 - 第4号 平成26年度農業委員会予算について

5) 議案

- 第1号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第4条許可に係る事業計画の変更について
- 第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7号 現況証明について
- 第8号 幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について
- 第9号 幕別町農地台帳点検等実施規程の制定について
- 第10号 平成26年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 第11号 平成27年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 第12号 平成27年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について

6	事務局長	高橋 宏邦
	忠類支局長	天羽 徹
	農地振興係長	鯨岡 健
	忠類支局農地振興係長	伊藤 憲彦
	農地振興係主査	佐瀬 洋美
	農地振興係主事	川本 貴士

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第9回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、17番千葉委員、18番森委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、1番石川委員、3番大野委員、20番尾藤委員より欠席、また11番蛭原委員より遅参する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「北海道農業会議第79回総会について」を議題といたします。この報告第1号につきましては、私の方から報告をさせていただきます。
議長	総会は今月26日に札幌において開催され、議案第1号「平成26年度北海道農業会議事業収支補正予算の決定について」から議案第6号「平成27年度北海道農業会議借入金最高限度額及び預入金金融機関の決定について」までの議案が審議なされ、提案されました6議案につきましては、承認可決されました。議案第3号「平成27年度北海道農業会議事業計画の事業推進に係る重点課題」

	として農業委員会制度見直しの動きを踏まえ系統組織対策と新北海道農業会議組織確立対策の推進や農地制度改革の着実な実施に向けた取り組みなど、9項目を北海道農業会議及び農業委員会が取り組むべき重点課題としております。詳しくは総会議案の写しを資料1として配布しておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。また、協議1番「農業委員会組織制度の見直しの具体化に向けた提案」、2番「T P P協定交渉及びF T A・E P Aに関する要請」が決議されました。農業委員会制度の見直しにつきましては、4月3日には法案が閣議決定され国会へ提案される見込みであります。北海道としては最後まで要請活動を続けていく方針であります。決議案は資料2として配布しておりますので、後程ご覧いただきたいと思います。以上で北海道農業会議第79回総会の報告とさせていただきます。
議長	報告第1号、私の方から報告させていただきました。何かご質問ありませんか。 (発言なし)
議長	発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告2号1番から17番まで説明をお願いいたします。
事務局	報告第2号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告いたします。案件は議案書1ページから5ページの17件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番から17番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番から17番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地法第5条の規定による許可について」。農地法第5条の許可申請について下記のとおり許可したので報告いたします。案件は議案書6ページの平成27年1月29日第7回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成27

	年 2 月 27 日付けで許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第 3 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 1 番については報告のとおり承認されました。 (11 番 蛭原委員入室)
議長	次に報告第 4 号「平成 27 年度農業委員会予算について」を議題といたします。事務局から報告第 4 号の説明をいたします。
事務局	報告第 4 号「平成 27 年度農業委員会予算について」。平成 27 年度農業委員会予算について下記のとおり決定したので報告いたします。内容の説明をさせていただきます。平成 27 年度の予算につきましては、先般の 3 月定例議会におきまして、幕別町の各会計予算が議決しております。平成 27 年度の農業委員会予算の歳出は 17,167 千円で前年と比較いたしまして 647 千円の減となっているところでございます。次に平成 27 年度の農業委員会予算の歳入となります特定財源ですが、道からの負担金・補助金・委託金として総額 7,377 千円、その他収入として農業者年金業務委託手数料が 150 万円の合計 8,877 千円を歳入の特定財源として計上しているところでございます。歳出予算の主な内容といたしましては、1 節報酬が 1,206 千円で農業委員 26 名分の報酬であり、9 節旅費が 1,757 千円で農業委員 26 名分の総会・現地調査にかかる費用弁償が主なものでございます。平成 26 年度に農業委員道内研修を実施いたしましたことから、旅費の費用弁償が昨年より減額となっているところでございます。また、その他各節には農業委員会の運営と事務にかかる経費をそれぞれ計上しているところでございます。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第 4 号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第 4 号については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第 1 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の除外について」を議題といたします。議案第 1 号 1 番について事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第 1 号 1 番について議案書をもとに朗読】

事務局	以上の案件につきましては、申請人が農家住宅用通路整備を目的に農用地区域からの除外を求めるものとなっております。今月の 23 日に現地調査を行っております。除外の要件につきましては、全て要件を満たしていると考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番の農振地域からの除外については特に問題がないということでよろしいでしょうか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番は特に問題なしと答申することに決定します。
議長	次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第 2 号 1 番から 8 番について事務局から説明いたします。
事務局	【議案第 2 号 1 番から 8 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書の 1 ページから 4 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。なお、今月の公告日ですが、従前であれば総会の次の日となっておりますが、道公社への所有権移転の関係について道公社が農地中間管理機構となりましたことから、農地を取得した場合、登録免許税の軽減適用措置が受けられ、そちらの手続きに時間を要するため公告日を総会日としております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。
12 番	12 番ご説明申し上げます。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 1 番から 8 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号1番から8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号9番から12番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号9番から12番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は別添調査書5ページ、6ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番 15番説明いたします。これらの案件につきましても更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号9番から12番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第2号9番から12番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第2号13番から20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番から20番について議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、別添調査書7ページから10ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

25番 25番説明いたします。これら案件は、本来地区担当委員は尾藤委員であります。本日欠席していますことから私の方からご説明させていただきます。これらの案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番から20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号13番から20番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号21番から24番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号21番から24番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書11ページ12ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
13番	13番説明いたします。これら案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号21番から24番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号21番から24番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号25番、26番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号25番、26番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書13ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いします。
25番	25番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に

取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか、

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号25番、26番について原案のとおり決することに異議ございませんか、

【異議無の声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号25番、26番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号27番、28番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号27番、28番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は、別添調査書14ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定には問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号27番、28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号27番、28番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号29番、38番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号29番、38番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページから19ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
7 番	7 番説明いたします。これらの案件は更新及び後継者への借換えに伴う案件でございます。借主はいずれも意欲的に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
議長	それでは議案第 2 号 29 番から 38 番の質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 29 番から 38 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 29 番から 38 番は議案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 39 番、40 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 39 番、40 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書 20 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番ご説明申し上げます。この案件は、今月 20 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定につきましては問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 39 番、40 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 39 番、40 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第 2 号 41 番、42 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 41 番、42 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書 21 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
16 番	16 番説明いたします。これらの案件は昨年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 41 番、42 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 41 番、42 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 2 号 43 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 2 号 43 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書 22 ページ上段に記載されておりますとおり経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明申し上げます。この案件も昨年 12 月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 43 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号43番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号44番から46番について、事務局から説明を申し上げます。
事務局	【議案第2号44番から46番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書22ページ下段から23ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。これらの案件も昨年12月に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号44番から46番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号44番から46番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号47番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号47番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書24ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12番	12番ご説明申し上げます。この案件は先月18日に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は農地中間管理機構であるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号47番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号47番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号48番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号48番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は、別添調査書24ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は尾藤委員であります が、本日欠席していますことから私の方からご説明いたします。この案件は昨 年12月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農 に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以 上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号48番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第2号48番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号49番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第2号49番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の計画要請の内容は別添調査書25ページに記載されておりますとおり、 経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満 たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2 番	2 番説明いたします。この案件は先月 18 日に町公社が利用調整を行ったものでございます。譲受人は農地保有合理化法人であるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 49 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 2 号 49 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 3 号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第 3 号 1 番から 3 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 3 号 1 番から 3 番について議案書をもとに朗読】
事務局	以上の案件につきましては、17 ページの議案第 2 号 47 番の案件に伴いまして記載の 3 名の方に権利を設定するものであります。先月の 18 日に利用調整を行っております。期間については 3 年が基本となっておりますが、1 番については隣接しているため、2 番については基盤整備を伴うため 10 年間の期間となっていることを確認しております。よろしくご審議の程お願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 1 番から 3 番について農用地利用配分計画として適当であることに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 3 号 1 番から 3 番は適当であると認めると意見を付して答申することといたします。それでは、3 時 10 分まで暫時休憩といたします。 (15 : 00～15 : 10 まで休憩)

議長	休憩を解き会議を続けます。次に議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
2番	2番説明いたします。この案件は後継者への使用貸借による権利の設定であります。今月23日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号2番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(9番小原委員退席)
議長	それでは議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
事務局	本件は平成23年に後継者に対して経営移譲した農地について、後継者が代表取締役を務める法人に対して改めて農地を使用貸借し、農業生産法人化する案件となっております。借主である法人は昭和54年に有限会社としての法人格を取得済みであります。また、別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますように、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10番	10番説明いたします。この案件につきましては本来ならば、小原委員が地区担当なのですが、議事参与にあたることから私の方から説明いたします。本件

は農業生産法人の設立に伴う農地の使用貸借であり、周辺農地への影響はないものと考えております。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとしますよって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。
(9番小原委員着席)

議長

次に議案第4号3番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番から6番について議案書をもとに朗読】

事務局

以上の案件は別添調査書3ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は後継者への経営移譲に伴う使用貸借並びに賃借権の借換えであります。また賃借権の案件は今月23日に、国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしました。が、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よりしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号7番について議案書をもとに朗読】

事務局	この案件は別添調査書 7 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14 番	14 番説明いたします。この案件は今月 23 日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細については事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 7 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 7 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 4 号 8 番、9 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 4 号 8 番、9 番について議案書をもとに朗読】
事務局	これらの案件につきましては、別添農地法第 3 条調査書 8 ページ及び 9 ページに記載されておりますように、案件 8 番については農地法第 3 条第 2 項、案件 9 番については農地法第 3 条第 2 項及び第 3 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
10 番	10 番説明いたします。この案件につきましては、去る 3 月 24 日高野委員、蛭原委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えます。詳細につきましては事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 4 号 8 番、9 番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 4 号 8 番、9 番は原案のとおり可決されま

した。

議長

次に議案第4号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号10番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。譲受人であります法人ですが、幕別町では初めての農地取得となります。池田町に農地生産法人である旨確認しております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明いたします。この案件は今月23日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号10番について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第4号10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第4号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について議案書をもとに朗読】

事務局

この案件は別添11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24番

24番ご説明いたします。今月23日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１１番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号１１番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第４号１２番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第４号１２番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は別添調査書１２ページに記載されておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
18 番	18 番ご説明いたします。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第４号１２番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第４号１２番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第５号「農地法第４条許可に係る事業計画の変更について」を議題といたします。議案第５号１番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第５号１番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は工事人員確保不足のため、工期延長に伴い工事期間の変更をするものでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 5 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 5 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第 6 号 1 番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 6 号 1 番について議案書をもとに朗読】
事務局	この案件は倉庫移設及びロール置き場等建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。立地基準・一般基準等の詳細につきましては、別添審査表に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
12 番	12 番ご説明申し上げます。この案件は今月 23 日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認いたしましたが、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては事務局ご説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 6 号 1 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 6 号 1 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 7 号「現況証明について」を議題といたします。議案第 7 号 1 番、2 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 7 号 1 番、2 番について議案書をもとに朗読】

事務局	以上で議案の朗読を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6 番	6 番説明いたします。これらの案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月 23 日に国枝委員、千葉委員、事務局とで現地を確認していただき、農地・採草放牧地以外ということで、確認させていただきました。よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 7 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 7 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 8 号「幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。議案第 8 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 8 号について議案書をもとに朗読】
事務局	別添議案第 9 号の別紙をご覧ください。幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正につきましては、先月第 8 回農業委員会総会においてご協議いただいたところでございます。今月 13 日に十勝振興局との協議を終えましたことから、本日幕別町農地移動適正化あっせん基準の改正を決定いたしたく、審議をお願いするものでございます。次に内容の説明をさせていただきます。前回からの変更点といたしましては、1 ページ下段から 2 ページ上段に下線でお示ししておりまして、第 4 条の 2 (1) の条文中「別に定める場合」を「次の場合」に変更し、「ア」「イ」「ウ」の 3 項目の条文を追加しております。追加いたしました条文といたしましては、例外の条文でございまして「ア」については農地を交換する場合の例外、「イ」につきましては基準面積が適当でない場合の例外、最後に「ウ」といたしましては新規就農者の場合の例外として、新たに追加しているところでございます。また、改正後の幕別町農地移動適正化あっせん基準につきましては、本日の審議後北海道に対し認定申請を行い平成 27 年 4 月 1 日より施行する予定であります。以上内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第9号「幕別町農地台帳点検等実施規程の制定について」を議題といたします。議案第9号について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第9号について議案書をもとに朗読】

事務局 別添議案第9号の別紙をご覧ください。幕別町農地台帳点検等実施規程の制定につきましては、昨年4月に農地法の改正が行われ、新たに「農地台帳の整備」と「農地台帳の公表及び農地に関する地図の公表」が義務付けられたところでありまして本年4月より実施することとなっております。関係法令といたしましては、先に事前配布させていただきましたが「農地法51条から52条」と「農地法施行令100条から104条」でございます。事務局といたしましては、「幕別町農地台帳点検等実施規程」を制定し取扱い等を定め法令業務の適正かつ円滑な業務を実施していく観点から、本日決定いたしたく審議をお願いするものでございます。また、午前中に開催いたしました三役会議でご協議いただき総会に提案させていただいております。次に内容の説明をさせていただきます。第1条は規程の目的でございます。第2条から第6条までは農地台帳の点検整備に関する条文、第7条から2ページになりますが第13条までが農地台帳の公表に関する条文、第14条が農地中間管理機構へ農地台帳記載事項の提供に関する条文となっております。また、農地台帳の公表はインターネットによる公表と委員会窓口による公表を行うこととなっており、インターネットによる公表は全国農業会議所が主体となって実施し農地の所有者の氏名及び名称等住所については、公表しないこととなっております。3ページが委員会窓口において、請求者が届け出る「農地台帳の閲覧及び記録事項要約書の請求書」の様式でございます。4ページが「閲覧用農地台帳」として閲覧者へ情報を提供する様式で所有者の氏名・名称及び耕作者の氏名が記載されることとなります。5ページが「農地台帳記録事項要約書」として、請求者へ交付する様式となっております。また、お手元に議案第9号資料をご覧ください。農地法の改正により農地台帳のシステム上も改正することになりました。若干字が小さくて見えづらいかと思いますが、改正後の農地台帳でございます。「イ」がインターネットで公表、「窓」が窓口で公表、「非」が原則非公開となっております。以上で内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 9 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なし】
議長	異議なしとします。よって議案第 9 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 10 号「平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題といたします。議案第 10 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 10 号について議案書をもとに朗読】
事務局	別添議案第 10 号の別紙をご覧ください。平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきましては、農林水産省が定めます「農業委員会の適正な事務実施」に当該年度の活動に対する点検・評価の検討を毎年 3 月末までに行うこととなっております。検討結果を決定するため、農業委員会では、「点検評価結果」をホームページ等で公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集した後、最終決定することとなっております。また、本日午前中に開催いたしました三役会議でご協議いただき総会に提案させていただいております。次に内容の説明をさせていただきます。1 ページになりますが、「法令事務に関する点検」といたしまして、総会の開催及び議事録の作成で 4 項目の点検をしており、是正等の処置はない状況にあります。2 ページから 4 ページは「事務に関する点検」といたしまして、5 項目の点検を行っております。1 つ目の「農地法第 3 条に基づく許可事務」では処理件数が 4 月から 3 月で 89 件、2 つ目の「農地転用に関する事務」は処理件数で 19 件、3 つ目の「農業生産法人からの報告」への対応では、管内法人数 54 法人中 48 法人より農業生産法人の報告書の提出がある状況にあります。また、いずれも是正処置等はない状況にあります。4 つ目の「情報の提供」といたしましては、「農地台帳の整備」について農地台帳が法定化されたことに伴いまして、システム改修を昨年行っております。4 ページをお開き下さい。5 つ目の「農地利用集積計画の決定」につきましては、処理件数が 280 件でございまして、是正処置はない状況にあります。5 ページから 6 ページは「遊休農地に関する点検」、7 ページ以降につきましては、「促進事務等に関する評価」といたしまして、「認定農業者等担い手の育成及び確保」、「担い手への農地利用集積」、「違反転用の適正な対応」の 3 項目について点検をさせていただきます。また、各項目の件数等の記載がありますが、いずれも 3 月末での見込み数値となっているところでございます。以上朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)

議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 10 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 10 号は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第 11 号「平成 27 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題といたします。議案第 11 号について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第 11 号について議案書をもとに朗読】
事務局	別添議案第 11 号の別紙をご覧ください。平成 27 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、議案第 10 号の「平成 26 年度農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と同様に、農林水産省が定めます「農業委員会の適正な事務実施」に次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討を毎年 3 月末までに行うこととなっております。「平成 27 年度の目標とその達成に向けた活動計画」につきましても、ホームページ等で公表し、地域の農業者から意見・要望等を募集した後、最終決定することとなっております。また、議案第 11 号につきましても、本日、午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議いただき総会に提案させていただいております。次に内容の説明をさせていただきます。1 ページになりますが、「法令事務」といたしまして遊休農地に関する土地の活動計画を定めております。平成 27 年度の目標案といたしましては、遊休農地の発生に向けた取り組みの推進及び実施を目標案と定め農地利用状況調査を 9 月 10 月に行う計画となっております。次に 2 ページ以降は、「促進等事務」といたしまして、「認定農業者と担い手の育成及び確保」、3 ページは「担い手の農地の利用集積」、4 ページは「違反転用への適正な対応」について、それぞれ目標案を定め活動する計画となっております。以上朗読と内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 11 号について原案のとおり決する事に異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 12 号「平成 27 年度幕別町農業委員会活動方針・活動計画について」を議題といたします。議案第 12 号について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 12 号について議案書をもとに朗読】

事務局

別添 議案第 12 号の別紙をご覧ください。農業委員会活動方針・活動計画につきましては、毎年 3 月に協議し決定しているところでありまして、平成 27 年度の農業委員会活動方針・活動計画（案）を別紙のとおり決定いたしたく審議をお願いするものでございます。農業委員会活動方針・活動計画（案）について、本日委員皆様よりご意見をいただき、来月 4 月総会に報告案件として提出し決定する方向であります。ご意見等がなければ本日の決定とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。また、議案第 12 号につきましても、本日午前中に開催いたしました三役会議で、ご協議いただき総会に提案させていただいております。次に内容の説明をさせていただきます。今回各項目の記載内容について再精査し変更及び修正をしております。変更及び修正箇所につきましては、下線でお示しております。1 ページになりますが、平成 27 年度農業委員会活動方針・活動計画案の活動方針、重点事項を記載しております。最初に「活動方針」ですが、前半部分につきましては昨年と同様でありまして、下線部分より記載内容の変更をしておりますのでご確認をお願いいたします。次に「重点事項」といたしまして 6 つの項目を記載しております。1 つ目は、農業委員会は常に法令業務等の適正な執行に必要とする知識の習得に努め、農業者の期待と信頼に応える。2 つ目につきましては、記載内容について、「農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう農地の利用集積等を推進」に、今回修正をしているところでございます。続きまして、3 つ目は、農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、行政機関に対する権利または要望を行う。4 つ目は、農業者年金制度の普及を図り農業経営移譲年金受給のための適正な指導に努める。5 つ目は、農業後継者の結婚相談活動により力を傾注するとともに関係機関・団体とも連携を緊密にし、担い手政策を推進する。最後 6 つ目ですが、ここも記載内容の修正をしております、「農地パトロール利用状況調査を実施し遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努める」に修正をしているところでございます。以上 6 点の重点事項となっております。2 ページ 3 ページをお開き下さい。「活動計画」といたしましては、1 番から 8 番までの活動計画を記載してございます。1 番目の「農地の有効利用事業」といたしましては 4 項目、2 番目の「農地調整事業」といたしましては 2 項目、3 番目の「担い手育成確保事業」では 2 項目、4 番目の「農政及び農業振興」といたしましては 2 項目、5 番目の「農業者年金業務の推進」は 3 項目、6 番目の「公益財団法人幕別町農業振興公社」では 1 項目、7 番目の「情報活動の強化」といたしまして 3 項目、最後になりますが、8 番目の「農業委員・職員研修の実施」では 2 項目の活動計画となっております。また、活動計画の中下線部 4 か所について、今回記載内容の修正をしているところでございます。次に 3 ページ中段になります。「体制の充実」では農業委員会総会等の開催として 3 項目、「農業委員選挙人名簿」では 1 項目の事業を掲載しております、今回農地台帳は法定化されたことから新たに「農地台帳の整備及び公表」といたしまして、2 項目の活動計画を追加しているところでございます。4 ページをご覧ください。農業委員会事業計画ですが、主催別に平成 27 年度一年間の開催日程を記載しております。総会につきましては、今年 4 月に選挙等がございます関係から忠類での開催を 7 月と 1 月の 2 回でお願いしたいと考えております。

	以上内容の説明とさせていただきますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第 12 号について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第 12 号は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第 9 回農業委員会総会を閉会いたします。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

17 番 印

18 番 印

議長 印